

# 資格要件調査票(児童福祉司)

氏名	
----	--

該当するものに○をつけること(複数選択可)  
※1～22のいずれか1項目に該当する必要があります。



1	こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者	
2	都道府県の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者	
3	学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)であって、指定施設において一年以上相談援助業務(児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務をいう。以下、同じ。)に従事したもの	
4	医師	
5	社会福祉士	
6	精神保健福祉士	
7	公認心理師	
8	社会福祉主事として二年以上相談援助業務に従事した者であって、内閣総理大臣が定める講習会の課程を修了したもの	
9	学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であって、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの	
10	学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの	
11	外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの	
12	社会福祉士試験に合格した者(免許登録済の者を除く)	
13	精神保健福祉士試験に合格した者(免許登録済の者を除く)	
14	公認心理師試験に合格した者(免許登録済の者を除く)	
15	保健師であって、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの	
16	助産師であって、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの	
17	看護師であって、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの	
18	保育士であって、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの	
19	教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者であって、指定施設において一年以上(同法に規定する二種免許状を有する者にあつては二年以上)相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの	
20	社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が二年以上である者であって、こども家庭庁長官が定める講習会の課程を修了したもの ・社会福祉主事として相談援助業務に従事した期間 ・児童相談所の所員として勤務した期間	

21	社会福祉主事たる資格を得た後三年以上相談援助業務に従事した者(20に該当する者を除く)であって、こども家庭庁長官が定める講習会の課程を修了したもの	
22	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第二十一条第六項に規定する児童指導員であって、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの	

注1) 指定施設とは以下の通り。

- 一 社会福祉士及び介護福祉士法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設
- 二 精神保健福祉士法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設(前号に掲げる施設を除く。)
- 三 前二号に掲げる施設に準ずる施設としてこども家庭庁長官が認める施設

注2) 指定講習会とは、こども家庭庁長官が定める講習会のことをいう。これは、都道府県又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行う講習会であって、以下の項目を満たすことが要件とされている。

- 一 講義及び演習により行うものであること。
- 二 修業期間は、おおむね三月以内であること。
- 三 講習会の内容は、別表に定めるもの以上であること。
- 四 別表に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。
- 五 講師は、別表に定める各科目を教授するのに適当な者であること。

別表

区分	科目
講義	児童福祉論
	児童相談所運営論
	養護原理
	障害者福祉論
	社会福祉援助技術論
演習	児童虐待援助論
	社会福祉援助技術演習
	児童虐待援助演習